

介護サービス事業者の指定申請（新規・更新）審査手数料

指定申請（新規・更新）手数料の額

事業・サービスの種類	金額	
	新規	更新
地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設を除く）	20,000 円	10,000 円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
夜間対応型訪問介護		
地域密着型通所介護		
認知症対応型通所介護		
小規模多機能型居宅介護		
認知症対応型共同生活介護		
地域密着型特定施設入居者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護		
地域密着型介護老人福祉施設	30,000 円	15,000 円
居宅介護支援	20,000 円	10,000 円
地域密着型介護予防サービス	14,000 円	7,000 円
介護予防認知症対応型通所介護		
介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護		
介護予防・日常生活支援総合事業	14,000 円	7,000 円
予防専門型訪問サービス		
生活支援型訪問サービス 予防専門型通所サービス		
介護予防支援	14,000 円	7,000 円

※他市町村長間の同意に基づく地域密着型サービスの指定の場合は手数料不要。

注意事項

- 手数料は、指定を受けようとするサービスの種類ごとに必要です。
（例）地域密着型通所介護と予防専門型通所サービスで更新の場合
10,000 円+7,000 円=17,000 円
- 手数料は、申請の際本市が発行する納付書でお支払ください。
- お支払いいただいた手数料は、審査の途中でも返還しません。
- 審査の結果、新規指定・指定更新がされない場合であっても、手数料は返還しません。

問い合わせ 芦屋市監査指導課 TEL 0797-38-2125